

新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ：警戒状態の延長）

- サントメ・プリンシペ全土において、9月30日まで警戒状態が延長されました。
- 普段から感染防止対策を徹底するとともに、特に選挙期間中は、人混みを避けるなど特別な注意をお願いします。

8月31日、サントメ・プリンシペ政府は、現在発令中である警戒状態を9月30日まで延長すると発表しました。

警戒状態の期間中においては、以下の対策が取られます。

- 1 新型コロナウイルス陽性者及びその濃厚接触者に対し、自宅隔離を義務づける。
- 2 10歳以上の全ての市民に対し、閉鎖空間、学校構内、公共交通機関及び自家用車内（運転手のみの場合を除く）におけるマスクの適切な着用を義務づける。
- 3 あらゆる公共・民間施設の出入口において、石けんによる手洗い又はアルコールジェルによる消毒を義務づける。
- 4 あらゆる公共の場において、最低1.5メートルのソーシャルディスタンスを順守する。
- 5 ミサ及び宗務は、一般的な衛生対策を順守の上、教会・寺院の収容可能人数の3分の2の範囲内で、2日に1日の頻度で許可する。巡礼及び行列の禁止は継続する。
- 6 閉鎖空間における会議・会合は、一般的な衛生対策を順守の上、会議室の収容可能人数の3分の2の範囲内で許可する。
- 7 施設の収容可能人数の3分の1の範囲内で、チームスポーツの練習を許可する。
- 8 海岸通りにおける歩き売りを禁止する。
- 9 閉鎖空間におけるディスコ及び「fundoes」を禁止する。
- 10 レストラン、ソーシャルイベント又はコンサート会場における音楽祭又は生歌謡ショーは、一般的な衛生対策を順守した上、座って観覧できる場合は、収容可能人数の3分の2の範囲内で許可する。

1 1 5歳以上の全ての国民及び外国人に対する、国際線（出国・入国いずれも）利用時の、出発日72時間前以内に実施したPCR検査陰性証明書（紙媒体）の提示義務を継続する。ポルトガルへの渡航者は、出発日48時間前までに実施した迅速抗原検査（欧州医薬品庁が認めたもの）の陰性証明を提示する必要がある。

1 2 サントメ島—プリンシペ島間の往来における、出発日48時間前までに実施する迅速検査義務を継続する。

また、選挙期間中については、上記対策に重ねて、以下の対策を強調することが重要である。

1 集会や音楽祭の開催を禁止する。

2 会議室収容人数の50パーセントを超える範囲での閉鎖空間における会議・会合を禁止する。

3 行進などの人員の動員を伴う全ての活動については、開放空間、閉鎖空間を問わず、マスクの着用、手指の消毒、ソーシャルディスタンスの確保を義務づける。

4 投票日には、投票所の外で列に並んで待っている間を含め、投票者にマスクの着用を義務づける。

これらの対策は政令により規定され、違反者に対しては相応の罰金が科される。違反が繰り返される場合は、法に基づき関係当局の捜査対象となる。

【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2021. 9. 1

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B. P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241) 011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241) 077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp